

(令和6年4月1日 採用予定)

# 北見市職員採用候補者試験（後期）実施要領

(兼 北見市育児休業代替任期付職員採用候補者試験実施要領)

**この実施要領をよくお読みの上、原則、インターネットによりお申込みください。**

## 1 募集する職種、人数及び受験資格

応募する職種・試験区分に応じた要件を満たした方が受験できます。その際、受験できる職種・試験区分はひとつのみとなります。日本国籍を有しない人でも受験はできますが、採用後配置される職務等に一部制限があります。なお、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は、受験できません。

### (1) 募集職種及び人数

| 職 種   |             | 試験区分  | 募集人数 |
|-------|-------------|-------|------|
| 事 務 職 |             | 高校卒   | 5名程度 |
|       |             | 社会人   |      |
|       |             | 障がい者  |      |
| 技 術 職 | 土 木 技 術 職   | 大学卒   | 8名程度 |
|       |             | 短大卒   |      |
|       |             | 高校卒   |      |
|       |             | 社会人   |      |
|       | 建 築 技 術 職   | 大学卒   | 2名程度 |
|       |             | 短大卒   |      |
|       |             | 社会人   |      |
|       | 機 械 技 術 職   | 大学卒   | 1名程度 |
|       |             | 短大卒   |      |
|       |             | 高校卒   |      |
|       |             | 社会人   |      |
|       | 資 格 ・ 専 門 職 | 保 健 師 |      |
|       | 学 芸 員       | 大学卒   | 1名   |
|       | 消 防 職       | 高校卒   | 若干名  |

※最終学歴による試験区分でしか受験できません。最終学歴には中退した学校は含まれません。  
※令和5年度に実施した北見市職員採用候補者試験を受験した人は、同一職種同一区分での受験をすることはできません。詳しくはお問い合わせください。

(2) 学歴及び年齢要件

| 試験区分（職種）               | 学歴及び年齢の要件  |
|------------------------|--|
| 大 学 卒<br>(技術職)         | 学校教育法に基づく大学を卒業若しくは令和6年3月末までに卒業見込みの人、又はこれと同等以上の学力を有すると認める人で、 <b>平成5年4月2日以降</b> に生まれた人   |
| 大 学 卒<br>(学芸員)         | 学校教育法に基づく大学を卒業若しくは令和6年3月末までに卒業見込みの人で、 <b>昭和53年4月2日以降</b> に生まれた人  |
| 短 大 卒<br>(技術職)         | 学校教育法に基づく短期大学・高等専門学校・専修学校の専門課程（修業年限2年以上）を卒業若しくは令和6年3月末までに卒業見込みの人、又はこれらと同等の学力を有すると認められる人で、 <b>平成7年4月2日以降</b> に生まれた人（最終学歴が大学卒の区分に該当する場合を除く）  |
| 高 校 卒<br>(事務職、技術職、消防職) | 学校教育法に基づく高等学校を卒業若しくは令和6年3月末までに卒業見込みの人、又はこれと同等の学力を有すると認める人で、 <b>平成9年4月2日以降</b> に生まれた人   |
| 社 会 人<br>(事務職、技術職)     | <p>次の①及び②のいずれも満たす人</p> <p>①学校教育法に基づく高等学校以上を卒業した人、又はこれらと同等の学力を有すると認める人で、次のア～ウの学卒区分に応じて定める期間に生まれた人</p> <p>ア 大学卒) <b>昭和58年4月2日から平成5年4月1日の間に生まれた人</b></p> <p>イ 短大卒) <b>昭和58年4月2日から平成7年4月1日の間に生まれた人</b></p> <p>ウ 高校卒) <b>昭和58年4月2日から平成9年4月1日の間に生まれた人</b></p> <p>②令和6年3月現在で民間企業等における職務経験年数等の要件（4ページ「(4) 社会人区分における職務経験年数要件について」）を満たす人</p>   |
| 障 が い 者<br>(事務職)       | <p>次の①及び②のいずれも満たす人</p> <p>①次に掲げる手帳等のいずれかの交付を受けている人</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（1級～6級）又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書又は意見書</p> <p>イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳</p> <p>ウ 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核都市の長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障がい者であることの判定書</p> <p>※手帳等は、受験申込日及び受験日当日において有効であること。</p> <p>※身体障害を有する旨の診断書又は意見書のうち、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫又は肝臓の機能の障害について、指定医によるものに限る。</p> <p>②学校教育法に基づく高等学校以上を卒業若しくは令和6年3月末までに卒業見込みの人、又はこれらと同等以上の学力を有すると認める人で、<b>昭和53年4月2日以降</b>に生まれた人</p> |
| 保 健 師                  | <b>昭和53年4月2日以降</b> に生まれた人  |

### (3) 資格等の要件

応募する職種、試験区分により、次の資格等の要件を満たしている必要があります。

| 職 種                 | 資格等要件  |
|---------------------|--|
| 技 術 職<br>(土木・建築・機械) | 申込分野に関する学科を専攻しているか、関係する資格を有している人   |
| 保 健 師               | 保健師の資格を既に有している人、又は令和6年3月末までに取得見込みの人  |
| 学 芸 員               | 次の1及び2のいずれも満たす人<br>1 大学又は大学院において、美術史、芸術学のいずれかに関する分野を専攻している人で、卒業（修了）又は令和6年3月末までに卒業（修了）見込みの人<br>2 博物館法第5条に規定する学芸員の資格を既に有している人又は令和6年3月末までに取得見込みの人 |

### (4) 消防職の受験資格について

- ・ 次の身体等に関する要件を満たす人が受験可能です。
- ・ 消防職の受験者を対象に体力測定を行います。その際に、身体等の要件について測定・検査を行います。要件を満たさないと判断された場合は、不合格となります。

|       |   |
|-------|---|
| 身 長   | 男性：おおむね160cm以上 / 女性：おおむね155cm以上                         |
| 体 重   | 男性：おおむね 50kg以上 / 女性：おおむね45kg以上                          |
| 胸 囲   | おおむね身長 $\frac{2}{3}$ 以上                                 |
| 視 力   | 視力（矯正含む）が、両眼で0.7以上かつそれぞれ0.3以上。<br>赤色、青色及び黄色の色彩が識別ができること |
| 聴 力   | 左右とも正常であること（2m以上の距離で低語が聞き取り可能であること）                     |
| そ の 他 | 消防職員として職務遂行に必要な身体（四肢関節機能を含む）及び体力を有していること。               |

- (5) 社会人区分における職務経験年数要件について  
次の①、②及び③のいずれも満たす必要があります。

①令和6年3月現在で民間企業等における職務経験が次表の生年月日の区分に応じた必要となる職務経験年数を満たしていること。

| 生年月日      |    |           |    | 必要となる職務経験年数 |
|-----------|----|-----------|----|-------------|
| 昭和58年4月2日 | から | 昭和59年4月1日 | まで | 12年         |
| 昭和59年4月2日 | から | 昭和60年4月1日 | まで | 11年         |
| 昭和60年4月2日 | から | 昭和61年4月1日 | まで | 10年         |
| 昭和61年4月2日 | から | 昭和62年4月1日 | まで | 9年          |
| 昭和62年4月2日 | から | 昭和63年4月1日 | まで | 8年          |
| 昭和63年4月2日 | から | 平成元年4月1日  | まで | 7年          |
| 平成元年4月2日  | から | 平成2年4月1日  | まで | 6年          |
| 平成2年4月2日  | 以降 |           |    | 5年          |

※「民間企業等における職務経験」は、会社員等正規職員として、1年以上継続して就業した期間が該当し、公務員の期間も含まれます。（雇用形態が1年更新の場合でも、正規職員と同等の職務内容及び勤務時間の契約職員等も含まれます。）職務経験が複数ある場合は、通算しますが同一期間内に複数の職務経験がある場合は、いずれか一方のみとなります。

※青年海外協力隊としての活動経験（独立行政法人国際協力機構（JICA）が継続して行うもので、証明可能なものに限る。）が1年以上継続してある方は、当該期間を職務経験年数に含むことができます。

②同一の民間企業等に引き続き在職した期間が5年以上あること。  
 （複数の職務経験がある場合は、いずれか一つ）

③技術職で受験する場合、次の職務経験又は資格を有していること。

|      |  |
|------|--|
| 土木分野 | 次のいずれかの職務経験<br>ア 土木工事の設計又は施工管理<br>イ 市街地開発事業その他の都市計画に関する土木に係る計画業務                   |
| 建築分野 | 次のいずれかの職務経験<br>ア 建築工事の設計又は施工管理<br>イ 市街地開発事業その他の都市計画に関する建築に係る計画業務<br>ウ 建築物の確認又は検査   |
| 機械分野 | 次のいずれかの職務経験<br>ア 施設等の空調・衛生設備、プラント設備等の設計又は施工管理<br>イ 施設等の空調・衛生設備、プラント設備等の運転・監視又は維持管理 |

## 2 業務内容等

| 職 種       | 業務内容等   |
|-----------|---|
| 事 務 職     | 市長部局をはじめ、教育委員会や上下水道局、行政委員会事務局に配属され、総務（庶務、経理、広報、人事など）、防災、税務、福祉、まちづくり、その他行政事務全般の業務に従事します。                     |
| 土 木 技 術 職 | 都市建設部や上下水道局、その他の関係職場に配属され、土木や上下水道工事の設計、工事監理、道路や公園等の公共土木施設の維持管理などの業務に従事します。                                  |
| 建 築 技 術 職 | 都市建設部やその他の関係職場に配属され、建築工事の設計、工事監理、建築基準法等に基づく審査や指導などの業務に従事します。  |
| 機 械 技 術 職 | 都市建設部やクリーンライフセンター、上下水道局、その他の関係職場に配属され、機械設備工事の設計、工事監理や維持管理などの業務に従事します。                                       |
| 保 健 師     | 保健センターや保健指導等を行う部署に配属され、乳幼児等の健康診査、健康づくり事業における各種相談・指導などの業務に従事します。   |
| 学 芸 員     | 主に北網圏北見文化センターに配属され、講座・イベントの企画実施、来館者等への対応、美術に関わる調査・研究・展示、資料の収集・管理、Web等による情報発信の他、北見市教育委員会における一般事務などの業務に従事します。 |
| 消 防 職     | 北見地区消防組合に派遣のうえ、消防本部、消防署（北見市内）に配属され、消火・救助活動、救急活動、予防広報、防火査察、消防用設備等の設置指導、危険物の規制、建物への立入検査等の防火などの消防業務に従事します。     |

### 3 試験科目、日時・場所

試験科目、日時・場所は次のとおりです。

#### <第1次試験>

1次試験の受験会場は、北見市役所または、テストセンターです。

現住所が北見市または北見市近郊の人のほか、テストセンターで受験することが困難な人は、北見市役所で受験することができます。

| 試験区分 | 職種                | 試験科目               | 日時・場所   | 用意するもの  |
|------|-------------------|--------------------|---|---|
| 大学卒  | 技術職               | 総合能力検査<br>(SPI3-U) | <b>次のいずれかを申込時に選択してください。</b><br><br><b>&lt;テストセンター受験&gt;</b><br>令和5年9月6日(水)以降指定の日<br>から9月26日(火)までの間<br><br>※テストセンターは、常時、全国7都市(札幌・仙台・東京・大阪・名古屋・広島・福岡)で開設しております。<br>開設日や受験可能日は、SPI3のホームページ(www.spi.recruit.co.jp)をご確認ください。<br><br><b>&lt;北見市役所受験&gt;</b><br>令和5年9月23日(土)<br>① 9時30分開始 (9時00分開場)<br>② 14時00分開始 (13時30分開場)<br><br>※①又は②のいずれかとなります。集合時刻等の詳細は受験票でお知らせします。<br><br><b>会場) 北見市役所本庁舎5階</b><br><b>(北見市大通西3丁目1番地1)</b> | ・受験票<br>・鉛筆(HB)<br>・消しゴム<br><br>※テストセンター受験の場合は、別途受験者に通知します。 |
| 短大卒  |                   | 総合能力検査<br>(SPI3-H) |   |   |
| 高校卒  | 事務職<br>技術職<br>消防職 | 総合能力検査<br>(SPI3-H) |   |   |
| 社会人  | 事務職<br>技術職        | 総合能力検査<br>(SPI3-G) |   |   |
| 障がい者 | 事務職               | 総合能力検査<br>(SPI3-H) |   |   |
| 保健師  |                   | 総合能力検査<br>(SPI3-G) |   |   |
| 学芸員  |                   | 総合能力検査<br>(SPI3-U) |   |   |
| 消防職  |                   | 体力検査               | 上記総合能力検査のほか、次の日程で体力検査を行います。<br><br>令和5年9月24日(日)<br>9時30分 開場<br>10時00分 開始<br><br><b>会場) 北見市立体育センター</b><br><b>(北見市東陵町27番地)</b>  | ・受験票<br>・運動靴<br>・運動着(上下)<br>・スポーツタオル                        |

※北見市役所で受験する場合は「マークシート受験」、テストセンターで受験する場合は「パソコン受験」です。

※テストセンターは、札幌市、旭川市のほか、東京都など全国主要都市で開設されています。

詳細はSPI3ホームページでご確認ください。

※消防職の第1次試験は2種類の試験を受験する必要があります。体力検査の検査項目はスポーツ庁の新体力テストを参考に独自の検査項目を加え実施いたします。また、消防職の体力検査日程及び会場は変更となる場合があります。受験票でご確認ください。

## <第2次試験>(第1次試験合格者を対象とする)

| 職種  | 試験科目   | 日時            | 場所       |
|-----|--------|---------------|----------|
| 全職種 | 個人面接試験 | 令和5年10月下旬(予定) | 北見市役所本庁舎 |

※第2次試験の日時及び場所については、変更になる場合があります。  
詳細は、第2次試験の対象者に通知します。

## 4 申込方法

受験申込は、原則インターネットにより行ってください。

### 【インターネット申込サイト】

次のURLから希望する職種を選択し、申込サイトにアクセスして下さい。

#### 事務職

<https://www.harp.lg.jp/708NBVXW>



#### 技術職

<https://www.harp.lg.jp/UZChwzT1>



#### 資格・専門職

<https://www.harp.lg.jp/fnuLSVvm>



#### 消防職

<https://www.harp.lg.jp/HanGkPYK>



申し込み時に指定するEメールアドレス宛に受付完了の通知や申込内容に不備がある場合の照会を行うほか、テストセンター受験者には、受験方法等を通知します。

次のドメインを受信できるよう設定してください。「city.kitami.lg.jp」、「harp.lg.jp」、「arorua.net」

※電子申請による申込が完了すると入力したEメールアドレスに「受付完了のお知らせ」が届きますので、必ずご確認ください。

※テストセンター受験者は、テストセンター予約後は受験方法を変更することができません。

※インターネットで申込みすることが困難な人は郵送での申込みが可能です。郵送での申込みには別途申込書が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

### (1) 受付期間

## 令和5年8月17日(木)から令和5年9月5日(火)まで

※郵送での申込みの場合は、令和5年9月4日(月)までの消印のあるものについて受け付けいたします。

※受験票は電子データで交付します。9月19日(火)までに受験票が交付されない場合は、北見市総務部職員課(電話 0157-25-1113)へお問い合わせ下さい。

### (2) 事前に準備が必要なもの

・インターネットに接続可能なパソコン、スマートフォンなど。

・顔写真データ(jpeg形式)

※写真は、上半身無帽、正面向きで、脱帽、3か月以内に撮影したもので、縦横の比率を4:3としてください。

証明用写真でなくとも差し支えありませんが、試験実施期間の最後まで使用されます。

(3) 申込時の入力項目

| 項目等   | 事務職<br>技術職        | 資格・<br>免許職 | 学芸員 | 消防職 |
|---|-------------------|------------|-----|-----|
| 受験職種区分  | ○                 | ○          | ○   | ○   |
| 受験会場  | ○                 | ○          | ○   | ○   |
| 氏名、生年月日、住所、学歴及び職歴等一般的な履歴事項  | ○                 | ○          | ○   | ○   |
| 障がいに関すること（手帳の種類等） ※障がい者区分のみ   | ○                 | -          | -   | -   |
| 受信可能なEメールアドレス   | ○                 | ○          | ○   | ○   |
| 志望動機等   |                   |            |     |     |
| セールスポイント、趣味や特技、短所や改善したいところ、改善するために取り組んでいること（200字以内）   | ○                 | ○          | ○   | ○   |
| 力を入れて取り組んできたことについて、取り組んできた内容や取り組み期間、取り組みの成果や結果（150字以内）  | ○                 | ○          | ○   | ○   |
| 学校生活や社会生活について）1. 最も印象に残っていること、2. クラブ・サークル活動、生徒会活動等、3. それにおける、成功体験と学んだこと、4. 失敗体験と学んだこと（350字以内） | ○<br>※社会人<br>区分以外 | ○          | ○   | ○   |
| 周囲の仲間と協力して成果や達成感を得た体験（200字以内）   |                   | ○          | ○   | ○   |
| 様々な公務員の職がある中で北見市職員を志望する理由（200字以内）   |                   | ○          | ○   | -   |
| 自身に適性があると思う分野、逆に適性がないと思う分野について、それぞれ理由とともに記入（300字以内）   |                   | -          | -   | -   |
| 5年後、10年後のキャリアプランについて自由にかつ具体的に記入（200字以内）など（※職種により質問内容が一部異なります。）                                |                   | -          | -   | -   |
| それぞれの職種（保健師、学芸員、消防職）を志望する理由（250字以内）   |                   | -          | ○   | ○   |
| 在学中に行った職種に応じた実習の期間、内容、実際に行った業務の内容について（既卒者で職種に応じた業務経験がある場合は、その期間、内容、実際に行った業務について）（250字以内）      | -                 | ○          | -   | -   |
| 大学又は大学院における、専攻していた分野（美術史、芸術学）において学んだことや卒業論文のテーマ等について自由にかつ具体的に記入（300字）                         | -                 | -          | ○   | -   |
| 理想とする消防職員像（200字以内）  | -                 | -          | -   | ○   |
| 採用された場合、消防職員として北見市民の生活向上のため、自身の経験をどのような分野でいかしたいか、具体的に記入（250字以内）                               | -                 | -          | -   | ○   |
| 併願の有無   | ○                 | ○          | ○   | ○   |
| 人生で注力してきた活動とその理由について。また、その活動にどのような想いで取り組み、その結果何を果たしたか（300字以内）                                 | ○<br>※社会人<br>区分のみ | -          | -   | -   |
| 人生で最大の困難や挫折について。また、それに直面したとき何を思い、どう乗り越えたか（300字以内）   |                   | -          | -   | -   |
| 転職する動機について、また、過去に転職したことがある場合の動機について（300字以内）   |                   | -          | -   | -   |
| 今までの職場で上司や部下（後輩）、関係者（顧客や取引先など）との関わりで意識してきたこと、感じたことについて（300字以内）                                |                   | -          | -   | -   |
| 社会人区分で採用された数年後には、係長、課長職を担うことが期待されるが、そのことについて自身のPRを自由に記入（300字以内）                               |                   | -          | -   | -   |

※ 申込にあたり、入力フォームの都合上、60分間通信がないとタイムアウトし、入力した内容が消えてしまいます。あらかじめ入力事項に対する内容をテキストファイル等に保存してからコピー＆ペーストするといった方法を推奨いたします。



#### (4) 個人情報の取扱い

受験申込にあたって入力・記載された個人情報は、北見市が適切に管理し、北見市職員採用候補者試験の実施並びにこれに関連する照会・連絡及び採用手続以外の目的には利用せず、特定の個人が識別される情報として公表することはありません。

受験申込にあたっては、個人情報の取扱いに同意のうえ申込願います。

## 5 合格発表から採用まで

|          |   |                   |                                  |
|----------|---|-------------------|----------------------------------|
| (1) 合格発表 | 第1次試験   | 令和5年10月初旬<br>(予定) | 北見市ホームページに受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。 |
|          | 第2次試験   | 令和5年10月下旬<br>(予定) | 北見市ホームページに受験番号を掲示するほか、受験者に通知します。 |
| (2) 名簿登載 | 第2次試験の合格者は、採用候補者名簿に登載されます。<br>※ 試験区分ごとの学歴要件、資格要件等を満たしていることを証明できない場合は、名簿から削除されます。(採用資格を失います。)<br>※ 補欠合格の場合は、令和6年2月1日までの間に欠員が生じた場合、必要に応じて採用候補者名簿に繰上登載されます。<br>※ 補欠合格者が令和6年2月1日までの間に繰上登載されなかった場合は、不合格となりますが、育児休業代替任期付職員採用候補者名簿に登載されます。 |                   |                                  |
| (3) 採用   | 採用は、採用候補者名簿の中から令和6年4月1日に行います。<br>※令和6年3月1日以前に前倒しで採用する場合があります。   |                   |                                  |

**第2次試験の対象となった人**には、「合格通知」及び「2次試験の提出物に関する通知」をお送りします。令和5年10月12日(木)までに北見市役所に送達されるように、「面接カード」及び卒業(見込み)学校等で発行される「成績証明書」並びに「卒業(見込み)証明書」を提出していただく予定ですが、詳細は別途合格者へお送りする通知又はメールをご確認ください。

大学院修了(見込み)者は大学及び大学院両方の成績証明書及び卒業・修了(見込み)証明書を提出してください。第1次試験の合格発表から提出期限までの期間が短いため、証明書はあらかじめご用意ください。

「技術職を申込みの方で、関係する資格により受験する方」「保健師及び学芸員を申込みの方で、既に資格を有している方」は、その資格を客観的に確認できる書類の写しを提出していただきます。

## 6 給与について(令和5年4月1日現在)

|         |   |        |          |
|---------|---|--------|----------|
| 給料(初任給) | 大学卒   | 1級25号俸 | 185,200円 |
|         | 短大卒   | 1級15号俸 | 167,100円 |
|         | 高校卒   | 1級5号俸  | 154,600円 |
| 扶養手当    | 扶養親族のある人に支給します。(例:配偶者6,500円、子10,000円)         |        |          |
| 住居手当    | 借家に住んでいる人等に支給します。(最高:27,000円)                 |        |          |
| 通勤手当    | 交通機関や自家用車を利用して通勤する人(2km以上)に支給します。(最高:50,000円) |        |          |
| 期末・勤勉手当 | 年間で給料等の4.40か月分を支給します。                         |        |          |

※給与は、改定などにより上記と異なる場合があります。

※職歴等がある場合は、職務内容や経験年数等を考慮し初任給を決定します。

問い合わせ

北見市総務部職員課人事係

TEL 0157-25-1113

E-mail shokuin@city.kitami.lg.jp